

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

姫路市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

姫路市地域

### (1) 現況

本地域は、北部の森林丘陵地域と中央部の市街地との間の田園地域に農用地が広がるほか、市街地や臨海部においても農用地と市街地とが混在している。市内全域では、水稻を作付けする兼業農家や自給的農家が多く、北部では、認定農業者や集落営農組織等が主体となり麦や大豆等、南部では、専業農家を中心に野菜等の作付けが行われている。

南部の平野部から北部の中山間地域まで、幅広い生産条件を有している市域において、特性に応じた土地利用、豊かな自然環境や田園風景の保全等に取り組んでいる。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	姫路市全域	法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

※ 上記の実施を推進する区域においては、原則として、都市計画及びその他の計画により都市的な土地利用を図る区域として位置づけた土地を除く。

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定める。

### (1) 対象農用地の基準

#### 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちアの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

##### (ア) 4法指定地域

- a 特定農山村法の規定に基づく特定農山村地域  
旧夢前町、旧安富町、旧家島町
- b 山村振興法の規定に基づく振興山村地域  
旧安富町のうち旧富栖村
- c 過疎地域法 該当なし
- d 離島振興法 旧家島町

##### (イ) 特認地域

- a 4法指定地域に地理的に接する農用地（センサス集落単位）
- b 農林統計上の中間・山間農業地域（旧市町村単位）  
旧姫路市のうち、旧谷内村、旧太市村、旧林田村、旧伊勢村

#### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地※及び採草放牧地※15度以上  
※上記4法指定地域内のみ

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 姫路市長の判断によるもの  
緩傾斜農用地（上記4法指定地域内のみ）  
国のガイドラインに基づき、次のとおり指定する。
  - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理

的に連担している場合

(この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

i 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

ii 土壌条件が著しく悪い場合

(c) 兵庫県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## (2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

イ 農業従事者一人当たりの所得が兵庫県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）

ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該農業者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合（ただし、個別協定の場合は、一団の農用地すべてを耕作している者又は3ha以上の経営規模を有している者に限る。）は、直接支払いの対象とする。

ウ 認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて姫路市長が認定する者とする。

## (3) 交付金の使用方法

姫路市の交付金の使用方法については、以下のとおり本市のガイドラインを定めるので、各集落においては、これを参考にして使用方法を定めることとする。

<集落協定の場合>

ア 市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から交付金額の概ね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 既荒廃農地の復旧等その他集落の農用地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費（として地区管理者に支払う額）

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既荒廃農地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）

(ケ) その他

ウ 各筆の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

（注）農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、どちらかに交付した後、両者が話し合って按分する。

<個別協定の場合>

姫路市は、交付金を個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。